

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

情報通信省・科学技術省

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

通達第 14/2016/TTLT-BTTTT-  
BKHCN 号

ハノイ、2016 年 6 月 8 日

## 共同通達

### 産業財産権侵害ドメインネームの変更・取消しの手順・手続きに関するガイドライン

産業財産権侵害の行政処分に関する 2013 年 8 月 29 日付政府政令第 99/2013/ND-CP 号に基づき、

インターネットサービスおよびオンライン情報の管理・提供・使用に関する 2013 年 7 月 15 日付政府政令第 72/2013/ND-CP 号に基づき、

郵政、電信、情報技術及び無線周波数の分野における行政違反処罰に関する 2013 年 11 月 13 日付政府政令第 174/2013/ND-CP 号に基づき、

情報通信省の役割、権限及び組織機構に関する 2013 年 10 月 16 日付政府政令第 132/2013/ND-CP 号に基づき、

科学技術省の役割、権限及び組織機構に関する 2013 年 2 月 26 日付政府政令第 20/2013/ND-CP 号に基づき、

情報通信省大臣・科学技術省大臣は以下のとおり、産業財産権侵害ドメインネームの変更・取消しの手続きに関する共同通達を公布する。

## 第1章

### 総則

#### 第1条 適用範囲

本共同通達は、産業財産権侵害のドメインネームの変更・返還・取消しの手続きに関して定める。

#### 第2条 適用対象

本共同通達は次の対象に適用される。

1. 知財法に違反したドメインネーム「.vn」を登録および使用する組織・個人（以下ドメインネーム「.vn」の使用権利者）という)
2. ドメインネーム「.vn」の使用に関連する組織・個人
3. 行政違反処分の権限を有する機関、行政違反処分の権限を有する者の勤務先（以下「行政処分の権限を有する機関」という）、法律に従って行政違反処分の権限を有する者
4. ドメインネーム「.vn」を管理する機関（情報通信省傘下ベトナムインターネットセンター）、ドメインネーム「.vn」の登録者

#### 第3条 用語解釈

本通達において、以下の用語は次のように解釈される。

1. ドメインネーム「.vn」の情報変更とは、ドメインネームを使用したウェブサイトに記載されている知的財産権侵害情報の削除、侵害要素の排除を行うことをいう。
2. ドメインネーム「.vn」の返還とは、インターネット資源の管理および使用に関する2015年8月18日付情報通信省の通達第24/2015/TT-BTTTT号第10条に定められた手順・手続に従って、ドメインネーム権利者がドメインネームの管理機関へドメインネーム「.vn」の返還を行うことをいう。
3. ドメインネーム「.vn」の取消しとは、国家サーバーホームページにドメインネーム「.vn」の取消・没収を行うことをいう。

#### 第4条 総則

1. 産業財産権侵害のドメインネーム「.vn」の登録および使用の確認とそのドメインネーム情報の変更・返還・取消しの強制執行の適用は、知的財産権に関する法律、情報技術・電信に関する法律に準じる。また、知的財産権侵害の行政処分の権限を有する機関または行政処分の権限を有する者は、最終決定を出すものとする。
2. ドメインネーム「.vn」の情報の変更・返還・取消しの強制執行は、以下の場合に実施される。
  - a) ドメインネームが知的財産権に関わる表示と同一である、または混同させるほど類似している場合、および侵害ドメインネームを使用したウェブサイトに記載されている内容が知財法に違反している場合
  - b) 記載された情報が知的財産権を侵害するドメインネームを使用した場合

#### 第5条 ドメインネーム「.vn」の情報を強制的に変更する改善措置

行政処分の権限を有する者は、以下の場合においてドメインネーム「.vn」の情報を強制的に変更することによって改善させる措置の適用を決定する。

- ・ ドメインネーム「.vn」を使用したウェブサイトが、商標・商号・地理的表示の権利の所有者の信用・名義または物質的な権利などに損害を与えるほど類似している広告・商品の紹介・商品販売ための紹介・サービスの紹介に関する情報を記載した場合

#### 第6条 ドメインネーム「.vn」を強制的に返還させる改善措置

行政処分の権限を有する者は、知財法に違反するドメインネームの権利者が、次のいずれかに該当する場合においてドメインネーム「.vn」を強制的に返還させる改善措置の適用を決定する。

1. 申立人が有する権利または正当な利益に対し、当該ドメインネーム「.vn」が、商標・商号または地理的な表示と同一もしくは混同させるほど類似している場合
2. ドメインネーム「.vn」の登録者が、保護されている商標・商号・地理的な表示に関する権利または正当な利益を有しない場合
3. ドメインネーム「.vn」を使用したウェブサイトが 商標・商号・地理的表示の権利の所有者の信用・名義または物質的な権利などに損害を与えるほど類似している広告・商品の紹介・商品販売ための紹介・サービスの紹介に関する情報、もしくは権利者の商標・商号・地理的な表示と類似していることで、商品・サービスに関する業績に傷をつける情報を記載した場合

#### 第7条 ドメインネーム「.vn」の取消し

1. 違反処分の特限を有する機関は、以下の場合においてドメインネーム「.vn」の取消しを決定する。
  - a) 知的財産権に関する法律に違反したドメインネーム「.vn」の権利者が、知的財産権に関する行政処分決定の発効日から 30 日が経過しても、違法ドメインネームの情報の変更または返還などの措置を行わなかった場合
  - b) ドメインネーム「.vn」の権利者が、当局の指示に従わず、ドメインネーム「.vn」を使用したウェブサイトに記載される知的財産権に関する法律に違反した情報の停止または削除を行わなかった場合
2. ドメインネーム「.vn」の取消しおよび国家サーバーホームページにあるドメインネーム「.vn」に対する技術的、専門的な措置の適用に関するドメインネームの管理機関への指示は、行政処分決定に明確に記入される。

## 第 2 章

### ドメインネーム「.vn」の情報の変更・返還・取消しの手順・手続き

#### 第 8 条 ドメインネーム「.vn」の情報の変更の手順・手続き

1. ドメインネーム「.vn」の情報を強制的に変更することによる改善措置を適用させる行政処分の決定を出す場合、処分権限を有する機関は、関係者およびドメインネーム「.vn」の管理機関、ドメインネームの登録者へその決定を送付しなければならない。
2. 侵害ドメインネーム「.vn」の権利者は、行政処分決定の発効日から 30 日以内に、ドメインネーム「.vn」を使用したウェブサイトに記載される知的財産権に関する法律に違反した情報を排除すると共に、処分の決定者およびドメインネーム「.vn」の管理機関、ドメインネーム「.vn」の登録者へ報告しなければならない。

#### 第 9 条 ドメインネーム「.vn」返還の手順・手続き

1. ドメインネーム「.vn」の強制的な返還による改善措置を適用させる行政処分の決定を出す場合、処分権限を有する機関は、関係者およびドメインネーム「.vn」の管理機関、ドメインネーム「.vn」の登録者へその決定を送付しなければならない。
2. 侵害ドメインネーム「.vn」の権利者は、行政処分決定の発効日から 30 日以内に、ドメインネーム「.vn」の登録者にドメインネーム「.vn」を返還しなければならない。ドメインネームの返還手順・手続きは、インターネット資源の管理および使用に関する 2015 年 8 月 18 日付情報通信省の通達第 24/2015/TT-BTTTT 号第 10 条に準じる。

3. 侵害ドメインネーム「.vn」の権利者がドメインネームの返還手続を完了した日から3営業日以内に、ドメインネーム「.vn」の登録者は、処分の決定者、行政処分決定の権限を有する機関、ドメインネームの管理機関へドメインネームの返還に関して通知をしなければならない。

## 第10条 ドメインネーム「.vn」取消しの手順・手続き

1. 本通達第7条第1項第a号に定める改善措置の適用期間が切れた日から5営業日以内に、処分権限を有する機関は、ドメインネーム「.vn」の管理機関に対し行政処分決定に記載されたドメインネーム「.vn」の取消しを書面で求める。
2. 本通達第7条第1項第b号に該当する取消しの場合、処分権限を有する機関は、ドメインネーム「.vn」の管理機関に対し行政処分決定に記載されたドメインネーム「.vn」の取消し（没収）を書面で求める。
3. ドメインネーム「.vn」の管理機関は、処分権限を有する機関より侵害ドメインネームの取消しに関する依頼書を受領した日から3営業日以内に、国家サーバーホームページのドメインネーム「.vn」に対して技術的、専門的な措置を施した上で侵害ドメインネームの取消しを行う。また、行政処分の権限を有する機関およびドメインネーム「.vn」の登録者へ書面による取消しの結果を通知する。

## 第3章

### 産業財産権侵害ドメインネーム「.vn」の処分の協力責任

## 第11条 違反処分の協力

1. 違反処分の過程において、処分権限を有する機関は、ドメインネーム「.vn」の情報の強制的な変更または強制的な返還などの改善措置を適用する処分決定を出す前に、情報通信省（ドメインネーム「.vn」の管理機関）に対し、書面による意見聴取の協力依頼をしなければならない。処分権限を有する者は、処分決定を出し、その決定に関して法律上の責任を負う。

## 第12条 ドメインネーム「.vn」の管理機関の責任

1. 本通達第11条に従って、処分権限を有する機関からの協力依頼書を受領した日から7営業日以内に、情報通信省は管轄範囲内で書面による意見を述べなければならない。
2. ドメインネーム「.vn」に対し、技術的、専門的な措置を施した上で本通達第10条に従って侵害ドメインネームの取消しを行う。

3. 処分権限を有する機関からの処分依頼を受けてから3営業日以内にドメインネームの登録者へ侵害ドメインネームの取消しに関する通知書を送付しなければならない。

### 第13条 処分権限を有する機関の責任

1. 本通達第11条に従って情報通信省（ドメインネーム「.vn」の管理機関）に意見聴取の協力を文書で依頼する。
2. 本通達第10条に従って、ドメインネーム「.vn」の管理機関に対し、侵害ドメインネーム「.vn」の行政処分決定の実施を文書で求める。

### 第14条 ドメインネーム「.vn」を管理する登録者の責任

1. ドメインネームの取消しに関するドメインネーム「.vn」の管理機関の通知書を受領した日から3営業日以内に、知的財産権を侵害している「.vn」ドメインネームの権利者へドメインネーム「.vn」の取消しに関する通知書を送付しなければならない。
2. ドメインネームの取消しを行い、その取消し業務を終了した日から3営業日以内に、ドメインネーム「.vn」の管理機関に対し書面で報告しなければならない。

## 第4章

### 施行規則

### 第15条 施行効力

本通達は、2016年7月25日に発効する。

### 第16条 施行組織

1. 情報通信省・科学技術省所属機関の責任者、関連機関・組織の責任者および関係者は、責任をもって本政令を施行すること。
2. 情報通信省の監査局、科学技術省の監査局は、各省・都市の情報通信局の監査部、科学技術局の監査部に対し本通達の施行に関して教育、案内を行う責任を負う。
3. 研究・解決をするために、各省庁・地方は施行過程における困難点・問題点を情報通信省、科学技術省へフィードバックすること。

科学技術省大臣の代行

副大臣

チャン・クオック・カン

情報通信省大臣の代行

副大臣

ファン・タム

あて先

- ・ 党中央書記事務局
- ・ 政府首相・政府副首相
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 総書記事務所
- ・ 国会事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 政府官房
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察院
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 省・中央直轄市の情報通信局、科学技術局
- ・ 文書検査局（司法省）
- ・ 公報
- ・ 政府・情報通信省・科学技術省のウェブサイト
- ・ 情報通信省・科学技術省の大臣・副大臣、情報通信省・科学技術省に属する機関
- ・ 保管：情報通信省（文書室、VNNIC）、科学技術省（文書室、監査局）